

Legal Flash

EV 駆動用バッテリーメーカーの外資出資比率規制の撤廃と 業界基準の引き上げ

摘要

- 2017年6月28日に国家発展改革委員会は『外商投資産業指導目録』(2017年改正)(以下『目録』(2017年改正))を公表した。当該『目録』(2017年改正)の2017年7月28日の発効後は、EV 駆動用バッテリー(エネルギー密度 ≥ 110 wh/kg、サイクル回数 $\geq 2,000$ 回)のメーカーの外資出資比率上限を50%とする規制が撤廃され、2017年7月28日以降は外国投資者によるEV 駆動用バッテリー生産の独資企業設立が全国で可能となる。
- 『純電気乗用車企業新規設立の管理規定』に基づき、国内で生産される純電気乗用車はEV 駆動用バッテリーの業界基準を満たす企業の製造したバッテリーセル及びバッテリーパッケージを採用することが規定されている。当該要求は純電気乗用車の市場参入及び販売の条件の一つであり、他のタイプの新エネルギー自動車に対する強制的要求ではない。
- 現行のEV 駆動用バッテリー業界規範は工業情報化部により2015年3月24日に公表された『自動車動力蓄電池業界の規範条件』(以下「2015年規範」)であるが、工業情報化部は2016年11月22日に『自動車動力電池業界の規範条件(2017年)』の意見募集稿(以下『規範条件(意見募集稿)』)を公表しており、EV 駆動用バッテリーメーカーの業界基準が更に引き上げられている。

2017年4月

当稿は信栢法律事務所と瑞栢法律事務所の共同執筆です。

詳細内容

EV 駆動用バッテリーメーカーの外資出資比率規制が全面的に撤廃される

国家発展改革委員会と商務部は2017年6月28日に共同で『外商投資産業指導目録』(2017年改正)(以下『目録』(2017年改正))を公表しました。『目録』(2017年改正)は2017年7月28日に発効し、国家発展改革委員会と商務部が2015年3月10日に公表した『外商投資産業指導目録』(2015年改正)(以下『目録』(2015年改正))に取って代わります。『目録』(2017年改正)により、EV 駆動用バッテリー(エネルギー密度 ≥ 110 wh/kg、サイクル回数 $\geq 2,000$ 回)のメーカーの外資出資比率規制が撤廃され、これらの企業の外資出資比率上限を50%としていた『目録』(2015年改正)制限が取消されることとなります。よって『目録』(2017年改正)発効後、外国投資者は中国内に独資のEV 駆動用バッテリーメーカーを設立可能になります。

『目録』(2017年改正)の公表に先立ち2016年7月1日に公表された『自由貿易区における関連行政法規、国务院文書及び国务院の批准した部門規章規定の暫定的調整にかかる国务院の決定』に基づき、上海、広東、天津及び福建の自由貿易区では区内設立のEV 駆動用バッテリーメーカーの外資出資比率の規制は既に取消されており、2016年7月以降は外国投資者は上記4つの自由貿易区内にEV 駆動用バッテリー製造の独資企業を設立できるようになっています。

EV 駆動用バッテリーの産業基準と、それが新エネルギー自動車メーカーに与える影響

『省エネルギー及び新エネルギー自動車産業発展企画(2012年-2020年)にかかる国务院の通達』及び『新エネルギー自動車の普及推進に関する国务院弁公庁の指導意見』を確実に実行するべく、発展改革委員会及び工業情報化部は2015年6月2日に『純電気乗用車企業新規設立の管理規定』を公表しており、国内で生産される純電気乗用車は、EV 駆動用バッテリーの業界基準を満たす企業の製造したバッテリーセル及びバッテリーパッケージを採用したものが純電気乗用車の参入要求を満たし、『道路機動車輛生産企業及び製品の公告』(以下「公告」)に載せられて販売可能となることが規定されています。

『公告』への掲載は新エネルギー自動車『新エネルギー自動車普及応用推薦車種目録』(以下『目録』)に加えられための前提条件であり、また『目録』に加えられていることは新エネルギー自動車メーカーが自動車製品への政府補助金を申請するための前提条件となっています。よって、純電気乗用車がEV 駆動用バッテリーの業界基準を満たす企業の製造したバッテリーセル及びバッテリーパッケージを採用しなかったために『公告』に掲載されなければ、当該自動車は『目録』に加えられず、補助金を申請することもできません。

純電気乗用車以外の新エネルギー自動車、例えばプラグインハイブリッド車や燃料電池自動車に対して法律は類似の要求を規定していません。純電気乗用車以外の新エネルギー自動車メーカーは駆動用バッテリーメーカーを任意に選択することが出来ますし、それらの選択は新エネルギー自動車補助金申請の前提条件ともなっていません。とはいえ、業界の専門家の意見では、長期的に見ればEV 駆動用バッテリー業界規範条件の将来的な強制適用の可能性は排除できないため、投資者が中国においてEV 駆動用バッテリー、特に純電気乗用車搭載の駆動用バッテリー生産に従事する計画がある場合には、現行のEV 駆動用バッテリー業界規範条件及びその発展動向を理解しておく必要があります。

EV 駆動用バッテリー産業規範の概要

工業情報化部はEV 駆動用バッテリー産業の健全な発展を指導するため、2015年に『自動車動力蓄電池業界の規範条件』(以下「規範条件(2015年)」)を公表・実施しており、『規範条件(2015年)』を満たす企業は工業情報化部が公告(「ホワイトリスト」)の形式で管理しています。その後、新エネルギー自動車産業の急速な発展及び業界参入条件の高まりを受けて、工業情報化部は2016年11月22日に『自動車動力電池業界の規範条件(2017年)』の意見募集稿(以下『規範条件(意見募集稿)』)を公表しています。

『規範条件(意見募集稿)』及び『規範条件(2015年)』ではいずれも、バッテリーセル及びバッテリーパッケージのメーカーをも含めたホワイトリストの申請企業に対し、中国の法律法規に基づいて設立された独立法人であること、自動車産業発展政策要求を満たしていること、生産・環境保護・省エネ・消防等の国家法律法規を遵守していること、製品研究開発機関を設立していること、研究開発人員を雇用していること(研究開発人員総数の比率が10%以上かまたは100人以上)、製造用地の合法的な土地使用权を有していること、駆動用バッテリー製品の安全性・適合性・サイクル年数等の面で国家または業界の基準を上回る企業基準を策定して実施していること、製品の原材料・入庫・製品出庫等の全面的検査及び遡及調査システムを確立していることを要求しています。ホワイトリストへの申請は、国有企業、民間企業、外商投資企業(外商独资企業/中外合資企業/中外合作企業)を含む全てのタイプの企業に開かれており、外商投資企業に対する特別な要求や制限はありません。

『規範条件(意見募集稿)』によるバッテリー産業基準の更なる引き上げ

『規範条件(意見募集稿)』では駆動用バッテリーメーカーの生産能力面に対する要求が従来よりも高まっており、これは生産能力の低い企業の淘汰、産業構造の最適化、ひいては中国産バッテリーのスケールメリットとコスト低減の実現を目的としています。『規範条件(2015年)』からの主な変化は下記の通りです。

生産能力要求の大幅な引き上げ

『規範条件(意見募集稿)』ではリチウムイオンバッテリーセル企業、ニッケル水素電池企業、スーパーキャパシター企業、の年間生産能力要求をそれぞれ 40 倍、10 倍、2 倍引き上げており、またバッテリーパッケージ企業の年間生産能力要求を従来の「10,000 セットまたは 2 億 Wh」から、「80,000 セットまたは 40 億 Wh」にまで引き上げています。

「過去二年間に重大な事故を起こしていない」という新要求の追加

『規範条件(意見募集稿)』ではホワイトリスト申請者に、申請時点から遡って過去二年間に生産経営や製品応用において重大な安全事故を起こしていないことを要求しています。当該規定がもし、新規設立の駆動用バッテリー企業を含めた全ての駆動用バッテリーメーカーに適用される場合、新規設立の駆動用バッテリーメーカーは設立後すぐにはホワイトリストへの加入を申請できず、二年経過後にはじめて申請が行えることとなります。

新たな報告義務及び公告申請の一時停止による監督システム

『規範条件(意見募集稿)』は省・自治区・直轄市の工業情報化主管部門が駆動用バッテリーメーカーの虚偽、状況の重大な変化、安全リスクの存在や事故の発生を発見した場合、速やかに工業情報化部に報告することを義務付けています。また『規範条件(意見募集稿)』は、違反に対するペナルティ(期限付きの改善命令や、改善後に依然として要求を満たさない場合のホワイトリストからの除名など)を明確にしています。駆動用バッテリーメーカーが虚偽情報や賄賂等の不正な手段によりホワイトリストに掲載され、しかも隠匿事項や虚偽情報が安全に直接関わるものであった場合は、除名後三年間はホワイトリスト申請を停止されます。

ホワイトリスト掲載企業の変更申請

ホワイトリストは外商投資企業の申請を規制していませんが、駆動用バッテリー製造の外商投資企業がホワイトリストに掲載された例はまだありません。前述したとおり『規範条件(意見募集稿)』ではホワイトリストの申請企業に対する二年運営の規定があることを勧告して外国投資者がホワイトリスト掲載企業を買収する場合、それらの企業は株主変更及びその他の関連変更事項(法定代表者、製品タイプ、製品外観、企業名称、生産地点、登記地の変更または新規住所追加)を省、自治区、直轄市の工業情報化部対応部門を通して工業情報化部に変更申請を提出し、工業情報化部がその時点で有効な規範条件に基づき対象企業がホワイトリストの基準を満たすかどうか実質審査を実施します。企業が変更後に規範条件を満たし、公告後に意義が申し立てられなければ、公告情報の変更が行われず。

ご提案

『目録』(2017年改正)では外商投資のEV駆動用バッテリー企業の外資出資比率規制が撤廃され、外国投資者は2017年7月28日以降、中国内に独資のEV駆動用バッテリー企業を設立可能になります。また国内の純電気乗用車は必ずEV駆動用バッテリー業界規範を満たす、ホワイトリスト掲載の企業が製造した駆動用バッテリーを採用しなければならなくなりました。中国政府は新エネルギー自動車(特に純EV車)普及を大いに促進する意向であることに鑑み、投資者が自動車駆動用バッテリー業界規範条件の現行規定と発展趨勢を理解し、企業が業界規範に達しているかを評価することは、中国におけるEV駆動用バッテリー(特に純EV車)製造業務を展開し、ビジネス目標にマッチした投資計画を策定する上で重要な一歩といえます。

引用

1. 『外商投資産業指導目録』(2017 改正)は中国政府の公式ウェブサイトで全文公開されています(中国語原文)。
<http://www.gov.cn/xinwen/2017-06/28/5206424/files/e4489bbd621542a480ff4c45c42fa202.pdf><http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201612/20161202088897.shtml>
2. 『純電気乗用車企業新規設立の管理規定』は発展改革委員会の公式ウェブサイトで全文公開されています(中国語原文)。
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201506/W020150604631327281089.pdf>
3. 『自動車動力電池業界の規範条件(意見募集稿)』は工業情報化部の公式ウェブサイトで全文公開されています。(中国語原文)
<http://www.miit.gov.cn/n1146285/n1146352/n3054355/n3057585/n3057589/c5375253/content.html>

Let's Talk

本稿の掲載内容に関するお問い合わせは、下記の執筆担当者までお気軽にご連絡ください。



Catherine Shen

信栢法律事務所
パートナー
+86 (10) 8540 4610
catherine.x.shen@xinbailaw.com



Sue Lou

瑞栢法律事務所
弁護士
+86 (10) 8540 4628
sue.lou@ruibailaw.com

北京瑞栢法律事務所及び上海信栢法律事務所について

北京瑞栢法律事務所及び上海信栢法律事務所は独立した中国弁護士事務所であり、PwC グローバルネットワークのメンバーファームです。私どもの弁護士は中国国内の法律事務所に適用される監督管理基準の規制の下、クライアントの皆様に対し中国法に基づき法的な意見及びアドバイスを提供しております。私どものチームは上海と北京を主要拠点として、中国各地、アジア及びグローバルでのプロジェクトに参加しております。

本稿に含まれる情報は、トピックに関する一般的なご案内であって網羅的なものではなく、また信栢法律事務所及び瑞栢法律事務所の専門的アドバイスまたはサービスを構成するものではありません。また法律及び慣習の変更について信栢法律事務所及び瑞栢法律事務所は情報をアップデートする義務を負っていません。各種法規の適用と影響は、関連する個別具体的な事実状況に応じて大きく異なる可能性があります。アクションを起こす前には予め、御社の法律事務所または顧問に御社の具体状況に即した専門的アドバイスをお求め下さい。

© 2017 Xin Bai Law Firm and Rui Bai Law Firm. All rights reserved.

法律事務所及び瑞栢法律事務所は独立した中国弁護士事務所であり、PwC グローバルネットワークのメンバーファームです。